



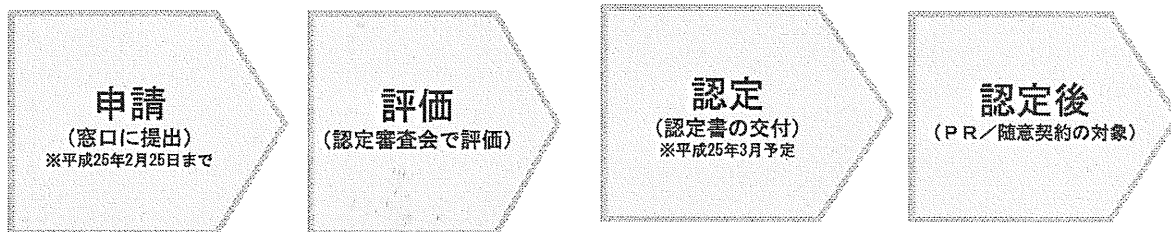
兵庫県では、県内中小企業者が生産する新規性、独創性のある商品を、「ひょうご新商品」として認定し、商品に信用力を付与することにより、販路開拓を支援しています。  
このたび、平成24年度の募集を開始します。



## 募集期間

平成25年2月8日～平成25年2月25日

## 認定の流れ



## 募集の概要

申請者の要件

県内に事業所を有し、新商品を生産する中小企業者

新商品の要件

- ・国、県等の支援施策を活用して開発したもの
- ・県の機関で購入可能かつ用途が見込まれるもの  
(※食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品並びに物品でないサービスや技術の提供及び工事又は製造の請負は除きます。)
- ・販売開始後概ね5年以内であること
- ・新規性、先進性、独自性が認められるもの
- ・品質、安全性の基準を満たしていること 等

認定期間

認定後3年間

お問い合わせ先(申請先)

兵庫県 産業労働部 新産業情報課

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1(1号館6階)

TEL: 078-341-7711(代表)内線3659 FAX: 078-362-4466

e-mail: shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp

ひょうご新商品

検索

<http://web.pref.hyogo.jp/sr10/shinshohin/index.html>

申請様式や制度の詳細についてはホームページをご覧ください。